

8-3-4 特定施設届出地区

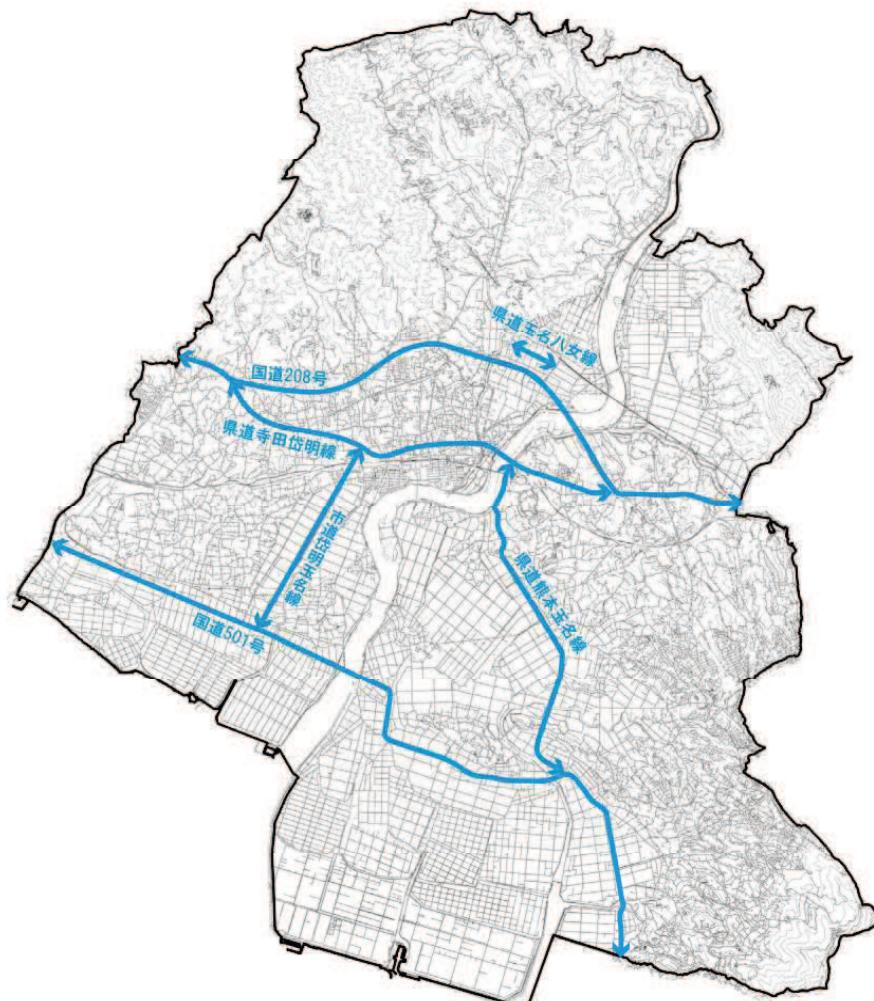
特定施設届出地区は、景観形成推進地区を除く地区を対象に、幹線道路沿線の民間施設について、良好な景観誘導を図るために指定を行うものです。本市では、次のとおり定めます。

■指定路線（景観形成推進地区は除く）

本市では、下表及び図のように5路線を指定します。指定路線の路端から両側20m以内の特定施設が、届出対象及び景観形成基準の対象となります。ただし、景観形成推進地区は除きます。

[特定施設届出地区の位置]

路線名	始点	終点	範囲
国道208号	玉名市と玉東町との境界	玉名市と荒尾市との境界	路端から 両側 20m 以内
国道501号	玉名市と長洲町との境界	玉名市と熊玉名市との境界	
県道寺田岱明線	国道208号との交点(玉名市寺田)	国道208号との交点(玉名市岱明町開田地内)	
県道熊本玉名線	国道501号との交点(玉名市天水町部田見地内)	高瀬大橋(玉名市大倉)	
県道玉名八女線	繁根木川(玉名市玉名晩次郎)	県道玉名立花線との交点	
市道岱明玉名線	国道501号との交点	県道寺田岱明線との交点	



■届出対象行為（景観形成推進地区は除く）

特定施設及び同一敷地内でこれに附帯する施設でその敷地の全部又は一部が特定施設届出地区に係るものので、以下の届出対象行為に該当する行為は、届出の対象となります。

[届出対象となる特定施設一覧]

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第4号及び第5号並びに同条第6項第4号に規定する営業を行うための施設	パチンコ店、マージャン屋、ゲームセンター、ラブホテル等
危険物の規制に関する政令第3条第1号に規定する給油取扱所(専ら自家用に供するものを除く。)	ガソリンスタンド等
飲食店業を営むための施設	レストラン、喫茶店等
物品販売業を営むための施設	スーパーマーケット、専門店等
物品貸付業を営むための施設	レンタルビデオショップ、貸自動車業等
旅館業法第2条第2項又は第3項に規定する営業を行うための施設	ホテル、旅館等
事務所	事務所、不動産業、買取専門業等
広告塔、広告板	看板等
太陽光発電施設	太陽光発電施設
その他	カラオケボックス、屋上広告

[特定施設届出地区の届出対象行為]

行為の種類 ^{※1}		規模 ^{※2}	
建築物の建築等	新築、増築、改築、移転若しくは撤去又は外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更	行為に係る部分の床面積の合計、又は、行為に係る部分の面積の合計が10m ² を超えるもの	
工作物の建設等	新設、増築、改築、移転若しくは撤去又は外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更	柵・塀・擁壁等	高さが1.5mを超えるもの
		太陽光発電施設	見付高さ(パネル又は架台)1.5mを超え、かつパネル面積100m ² を超えるもの
		工作物1	高さが5mを超えるもの(電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物にあっては10m)
		工作物2	高さが5mを超え、かつ建築面積が10m ² を超えるもの
		広告塔及び広告板	表示面積が1m ² を超えるもの ※ただし、熊本県屋外広告物条例に基づく許可を受けるものを除く

※1 景観法第16条第7項及び玉名市景観条例第9条に規定する行為については、適用除外となります。

※2 規模は、増築等により新たに当該規模を超える場合を含めます。

工作物が建築物と一体となって設置される場合は、当該建築物の高さとの合計の高さとなります。

[工作物1、工作物2について]

工作物1：記念塔、電波塔、物見塔、煙突、高架水槽、鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱又は合成樹脂製の柱、電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物
工作物2：遊戯施設(観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーラウンド等)、製造施設(アスファルトプラント、コンクリートプラント等)、石油・ガス・飼料等を貯蔵又は処理する施設、立体の自動車車庫、処理施設(汚物処理施設、ごみ処理施設等) 広告塔又は広告板

■景観形成基準（景観形成推進地区は除く）

行為	基準
特定施設及び附帯施設の位置に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ●建築物・工作物等については、駐車場を道路側に配置する等できるだけ道路から後退した位置とする。 ●隣接する施設相互において沿道からみて連携性の保てる位置とする。 ●交差点等角地に立地する施設は、両方の道路から後退した位置とする。 ●広告塔・広告板については、建築物と調和が保てる位置であると同時に、沿道において統一性の図れる位置とする。 ●柵、塀が必要な場合は、生垣にするか、前面に緑化するスペースが確保できる位置とする。 ●道路に面した擁壁についても前面に緑化するスペースが確保できる位置とする。 ●太陽光発電施設については、敷地の境界からできるだけ後退した位置とする。 ●太陽光発電施設については、設置面から高さ 2m以上の太陽光発電施設については、周辺からできるだけ見えないような位置とするとともに、そのための処置を施すように努める。 ●太陽光発電施設については、高さを抑え、道路からの視点の移動を考慮し、周辺から人工物が突出することを避ける。 ●太陽光発電施設については、太陽電池モジュールの傾斜をできるだけ低くし、向きを揃えるなど、統一感のある配置とする。
特定施設及び附帯施設の外観に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ●建築物・工作物等については、その形状が整然として、しかも周辺と違和感のないものとする。色彩・素材はその地域の基調となるものと合い、隣接相互に調和するものとする。 ●外壁・屋上等に設ける設備は、露出しないように努め、本体及び周辺の景観との調和に配慮するものとする。 ●電飾を含め、壁面の意匠はそれ自体乱雑とならず周辺との調和を乱さないものとする。 ●広告物については、できるだけ設置箇所数を少なくし、また表示面積を小さくするとともにその沿道で統一性のとれたものに努める。 ●色彩については、できるだけ多色使いを避け、彩度の低い色彩とし、沿道の基調となるものに配慮するものとする。 ●太陽光発電施設については、太陽電池モジュール、フレーム、架台及び脚部等の附属施設を含め、周辺の景観と調和した色彩とする。 ●太陽光発電施設については、太陽電池モジュールの材質は、低反射性のもの又は防眩処理等を施したものを使用する。

行為	基準
特定施設及び附帯施設の敷地の緑化に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ●道路に面した部分には、高木を主体とした緑化に努める。更に施設の実状によって中木、低木、グランドカバー等の組み合わせによる修景緑化に努める。 ●駐車場は、高木による緑化を施し、緑陰駐車場になるよう努める。 ●建築物・工作物等の周りには、修景緑化に努める。 ●広告塔、広告板その他の工作物の根元周囲には、根締めとなる修景緑化に努める。 ●スペースがない場合には、ツタを使った緑化に努める。 ●敷地の周囲、柵・塀・擁壁の前面の緑化に努める。 ●太陽光発電施設については、敷地の周囲、さく・塀・擁壁の前面の緑化に努める。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ●ポケットパークとなるようなスペースの確保に努める。 ●のぼり、ぼんぼり、広告網等については、できるだけ行わないよう努める。 ●道路前面における物品の集積は、乱雑とならないものとする。